

一般社団法人日本脳神経外科学会
学術総会会長候補選出委員会委員選任規程

平成 16 年 5 月 15 日理事会決定
平成 16 年 7 月 11 日改正
平成 17 年 1 月 23 日改正
平成 21 年 3 月 19 日改正
平成 24 年 3 月 1 日改正
平成 27 年 9 月 17 日改正

(目的)

第 1 条 この選任規程は、一般社団法人日本脳神経外科学会理事・監事選任細則第 3 条中の学術総会会長候補選出委員会の委員選出に関し必要な事項を定める。

(定数)

第 2 条 委員定数は 7 名とし、職責指定委員（理事長の他、次期および次次期学術総会会長予定者）3 名および選挙選出者 4 名で構成する。

(選出方法)

第 3 条 前条の選挙選出者 4 名については、委員選出選挙で決定する。

(選挙の時期)

第 4 条 選挙は年次学術総会会期中における、社員総会において実施する。

(選挙管理)

第 5 条 選挙は、学会事務局に設置された選挙管理委員会が管理する。選挙管理委員は理事の中から互選によって選出される。

(選挙人)

第 6 条 選挙人は、社員総会に出席した役員及び社員（代議員）とする。

2 役員任期終了時の社員総会で行われる選挙においては、次期役員候補者を含めるものとする。

(被選挙人)

第 7 条 被選挙人は、学術総会会長候補に立候補した者を除く 65 歳未満の役員及び社員（代議員）とする。

2 役員任期終了時の社員総会で行われる選挙においては、次期役員候補者を含めるものとする。

(選挙の公示および選挙人名簿)

第 8 条 選挙に関する公示は、行わない。

(投票)

第 9 条 投票は被選挙人名簿の中から 4 名を選び無記名投票とする。

(開票)

第 10 条 開票は、選挙管理委員会が行い、学会事務局が補佐する。

(当選者)

第 11 条 この選挙の当選者は、得票数の多いものから順に定数に達するまでの者とする。

- 2 定数に達する順位の者が複数のときは、年長者を当選者とする。生年月日が同日の場合は、抽選により決定する。

(当選者の公示)

第12条 選挙管理委員会はこの選挙の結果を得票数とともに理事長に報告しなければならない。

- 2 理事長は、選挙結果および職責指定委員合計7名を学会ホームページ上に公示する。

(規程の変更)

第13条 この規程は、理事会の承認を受けなければ、変更することができない。